

## 【参考資料 1】

平成 23 年 11 月 22 日  
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

### 一斉帰宅抑制の基本方針

#### < 基本的考え方 >

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。

特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

#### < 具体的な取組 >

##### （従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3 日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

##### （大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

##### （従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

##### （事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(安否確認)

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(訓練)

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

以上

## 【参考資料 2】

### 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

#### 1 対象となる企業等

大規模地震発生により被災の可能性がある国、都道府県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者

#### 2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

#### 3 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

#### 4 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺  
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
  - ・毛布やそれに類する保温シート
  - ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
  - ・敷物（ビニールシート等）
  - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
  - ・救急医療薬品類

#### （備考）

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

【参考資料 3】

鉄筋コンクリート造用チェックシート（低層・壁式構造） 第一次調査の例  
 （「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」  
 （平成 27 年 2 月内閣府（防災担当））

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC造) ☐ 外部調査

|                                                             |                                              |                                                                                    |                                         |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 【災害時調査シート】                                                  |                                              | 《第 〇 回目チェック》作成日時：平成 〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分                                            |                                         |
| 第1次                                                         |                                              | 一見して危険かどうかの調査                                                                      |                                         |
| (1) 一見して危険と判断される                                            |                                              |                                                                                    |                                         |
|                                                             | 調査項目                                         | 被害例                                                                                | はい : ○<br>いいえ : ×      ○の場合の対処<br>応急対応等 |
| 構造体の傾き                                                      | 1 避難建物全体、又は一部が崩壊・落陥している。                     |   | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
|                                                             | 2 避難建物の基礎が、崩壊している。<br>又は、上部構造と基礎がずれている。      |   | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
|                                                             | 3 避難建物全体、又は一部が傾斜している。                        |  | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
| その他                                                         | 4 隣接崖地や地盤等が崩れ、避難建物を破壊している。                   |                                                                                    | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
|                                                             | 5 隣接建築物が崩れ落ち、避難建物を破壊している。                    |                                                                                    | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
|                                                             | 6 隣接建築物から器物（窓枠や外壁、看板、屋外機器等）が落下して避難建物を破壊している。 |                                                                                    | 危険なため<br>建物の使用不可                        |
| 備考欄                                                         |                                              |                                                                                    |                                         |
| ※「危険なため使用不可」と判断された項目がない場合（全て「いいえ：×」）は、第2次、余震による危険性の調査へ移行する。 |                                              | 施設名称：<br>記入者：（所属） _____ 氏名： _____<br>連絡先： _____                                    |                                         |

【参考資料 4】

表 帰宅困難者等の対策に関する施設等の概要

| 区分         | 一時滞在施設                                 | 災害時帰宅支援<br>ステーション                                | 避難所                                        |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 設置時期<br>※1 | 発災から72時間（原則<br>3日間）程度まで                | 発災後、協定を結んだ<br>地方公共団体から要<br>請を受けた時                | 発災から2週間程<br>度まで（復旧・復興<br>の状況によっては<br>それ以上） |
| 目的         | 帰宅困難者等の受入                              | 徒歩帰宅者の支援                                         | 地域の避難住民の<br>受入                             |
| 支援事項       | 食料、水、毛布又はブラン<br>ケット※2、トイレ、休<br>憩場所、情報等 | 水道水、トイレ、帰宅<br>支援情報等                              | 食料、水、毛布、ト<br>イレ、休憩場所、情<br>報等               |
| 対象施設<br>※3 | 集会場、庁舎やオフィス<br>ビル、ホテル、学校等              | コンビニエンススト<br>ア、ファミリーレスト<br>ラン、ガソリンスタン<br>ド、都立学校等 | 学校、公民館等の公<br>共施設、指定された<br>民間施設             |

※1 設置時期はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※2 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

## 【参考資料 5】

### 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の基本条項（ひな形）

※このひな形は、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する基本的な条項を記載したものであり、実際の協定を作成するに当たっては、個々の一時滞在施設の状況に応じて、必要な条項を適宜追加及び削除することを妨げるものではない。

●●区（市町村）（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、【●●都道府県帰宅困難者対策条例（平成●●年●月●日●●都道府県条例第●号）第●条第●項の規定に基づき、】乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

※条例がない場合は【 】内は不要

#### （目的）

第1条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

#### （一時滞在施設の提供と公表又は非公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。（公表しないものとする。）

#### （開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。（公表しないものとする。）

#### （帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- 六 その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- 二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- 三 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、

訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から●年を経過する日までとし、有効期限の 2 ヶ月前までに甲乙いずれからこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き●年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第 15 条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲

乙

【参考資料6】

○一時滞在施設のピクトグラムの例

・京都市



○帰宅支援ステーションのステッカー・のぼりの例

・九都県市



## 【参考資料 7】

### 施設管理者の損害賠償責任について

#### 1. 基本的な考え方

一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。

加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。

#### 2. 施設管理者の善管注意義務

施設管理者が一時滞在施設として自社ビル等を提供し、帰宅困難者を受け入れる場合、施設管理者は、善良な管理者として通常期待されるレベルの注意義務（以下「善管注意義務<sup>※1</sup>」という）をもって、受け入れた後の対応をする必要があるということになる。この善管注意義務を果たすため、施設管理者は下記の事項に対応するよう努めることが重要である。

##### （1）平常時の対応

- ①帰宅困難者の受入に係る運営計画又はそれを含む防災計画をあらかじめ作成しておくこと。
- ②過剰な人数の受入は、収容した滞在者すべてを危険にさらすことになることから、受入可能人数をあらかじめ定めておくこと。
- ③オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努めること。
- ④災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく天井や天井設置設備等も重要となる。また、災害時に利用する予定のトイレの点検も重要である。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成すること。
- ⑤提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意すること。なお、無償譲渡である場合には、免責される可能性がある（民法第 551 条）。

##### （2）発災時の対応

- ①チェックシートに基づき建物内の被害状況の把握や施設の安全性を確認すること。
- ②施設内の立入禁止区域（危険箇所や事務室等）を設定すること。
- ③一時滞在施設の運営にあたり、施設滞在者に協力してもらう場合には、施設管理者は安全配慮義務を果たすため、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、危険業務の禁止等を徹底すること。
- ④備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食

料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げること。

- ⑤余震、延焼、電力途絶等の影響で退去しなければならない状況になった場合には、他の施設や避難場所への案内や誘導を実施すること。

### 3. 施設管理者と受入希望者との受入条件の合意（受入希望者の承諾）

施設管理者が善管注意義務を果たしても、施設滞在者に何らかの損害が生じた場合、施設管理者は損害賠償責任を問われる可能性がある※2。この場合には、国、都道府県及び市区町村に積極的な協力を要請することと併せて、事前の備えとして、施設管理者と受入希望者が受入条件（建物・施設の瑕疵に基づく損害賠償責任の免責特約等を含む。）について合意した上で利用してもらうという契約行為が有効となる。このため施設管理者は、書面・帳票を準備し、受入条件を承諾する旨の署名をした受入希望者のみを受け入れるという対応も、建物・施設の状況によってはあり得る。

#### 【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から管理者が善意で施設を開設・運営していることや、帰宅困難者を屋外に滞在させるよりはよいなどの理由で、停電で消防用設備が機能しない中で運営する場合があること等を理解していること。
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること。
- iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設・運営されるため、施設管理者は施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む。）については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- iv. 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- v. 施設滞在者の所持する物品は、基本的に預からないこと、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の場合は責任を負わないこと。
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があること等、施設において対応できない事項があることを理解していること 等

### 4. 停電時のための事前の協定の締結

大規模地震の発生により広域的な停電となることも想定されるが、このような中で一時滞在施設を運営していくことも考慮しておく必要がある。

消防法では、誘導灯など、消防用設備等の設置及び維持について規定されており（消防法第17条）、施設管理者はこの規定に従う必要がある。ただし、大規模地震が発生した非常時において、地方公共団体が設置した一時滞在施設※3については、災害対策基本法により、消防法第17条の規定は適用されないこととなる（災害対策基本法第86条の2第2項）。

このため、一時滞在施設を提供する施設管理者は、広域的な停電が発生する中で一時滞在施設を運営することも考慮し、地方公共団体と一時滞在施設の提供に関する協定を締結しておくことが望ましい。

#### ※1 善管注意義務

業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位等から考えて通常期待

されるレベルの注意義務をいう。

## ※2 不可抗力

極めて大きな余震等が発生した場合には、施設管理者は不可抗力による免責が認められる場合もあると考えられる。

## ※3 地方公共団体が設置した一時滞在施設

「地方公共団体が設置」とは、地方公共団体が自ら設置する場合のほか、例えば、事前に都道府県や市区町村と締結した協定に基づき、施設管理者たる民間事業者が開設する場合も含まれる。

なお、民間事業者が開設する場合は、当然ながら、地方公共団体は当該施設の占有者・所有者とはならない。

## 【参考条文】

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）抄

### 第三編 債権

#### 第二章 契約

##### 第二節 贈与

（贈与者の担保責任）

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である者又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

##### 第十節 委任

（委任）

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（準委任）

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

### 第三章 事務管理

（事務管理）

第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

### 第五章 不法行為

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を

生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）抄

#### 第四章 消防の設備等

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）抄

#### （指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

#### （避難所等に関する特例）

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の規定は、適用しない。

大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ

＜災害想定＞  
・発災：平明屋12時（都心西部直下地震M7クラス）・通信環境維持  
＜想定＞  
・一時滞在施設：行き場のない帰宅困難者を、安全に帰宅開始できるまでの間、原則3日間受け入れる施設  
※ 開設期間は目安であり、発災時の状況は通信や電力の状況、協定の内容等により異なる

● 帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な情報については、それぞれの主体が自身の管理しているが、時系列で変化する場合超過者に照らして、必ずしも一連の情報として形成されていない。  
● 各主体が、時間経過に応じて、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかの基本的なケース共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続とならないようにすることが重要。  
● 型約に充足し、適切に更新された情報の発信は、流言やデマの拡散による混乱の防止にも効果的であることに留意し、刻々と変化する状況に応じて、可能な限り正しい情報を発信に努める。  
● 情報提供にあたっては、こともやも隣省のある方々、外国人等に対してする情報格差の防止や、デジタル技術に精通していない帰宅困難者等の存在に配慮する。



【参考資料 9】

表 帰宅困難者等に提供すべき情報の種類

|      |                                     | 情報による行動                    |                         |                     |
|------|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------|
|      |                                     | ①むやみに移動を開始しないように促すために必要な情報 | ②帰宅困難者等の安全確保・危機回避のための情報 | ③帰宅困難者等の安全な帰宅のための情報 |
| 周知   | むやみに移動を開始しないことの周知                   | ○                          |                         |                     |
|      | 身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等の注意喚起 |                            | ○                       |                     |
|      | 安否確認手段やその利用方法についての情報                | ○                          |                         |                     |
|      | 地域・施設ごとの帰宅ルールの周知                    |                            |                         | ○                   |
| 地震情報 | 震度情報・余震に関する情報                       | ○                          | ○                       | ○                   |
| 安否情報 | 家族や知人の安否情報                          | ○                          |                         |                     |
| 被害情報 | 自分が住む地域の被害（市区町村単位の被害）               | ○                          |                         | ○                   |
|      | 自分が居る地域の被害（市区町村単位の被害）               |                            | ○                       |                     |
|      | 自分の居場所周辺の被害（より身近な被害）                |                            | ○                       |                     |
|      | 道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込                | ○                          | ○                       | ○                   |
|      | 公共交通機関の運行状況・復旧見込                    | ○                          | ○                       | ○                   |
| 指示   | 会社・学校、施設における対応方針、指示                 | ○                          |                         |                     |
|      | 避難の指示                               |                            | ○                       | ○                   |
| 帰宅情報 | 一時滞在施設の開設・運営情報                      |                            | ○                       | ○                   |
|      | 帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況             |                            | ○                       | ○                   |
|      | 災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営情報              |                            | ○                       | ○                   |
|      | 駅周辺の混雑状況                            |                            | ○                       | ○                   |
|      | 帰宅困難者の搬送体制                          |                            | ○                       | ○                   |

## 【参考資料 10】

### 一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針

令和 6 年 7 月 26 日

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

#### 1 本指針の位置づけ

首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、発災直後における救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行い、併せて、群集事故等の二次災害から帰宅困難者等自身の安全を確保する観点から、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」とする一斉帰宅抑制の基本原則に基づき、対策に取り組んでいるところである。

他方で、発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、本指針は、帰宅困難者等が帰宅を開始する段階において、社会全体で留意すべき基本的な考え方を示すものである。

帰宅困難者等個人はもとより、帰宅困難者等対策に取り組む国及び地方公共団体、官公庁を含むすべての事業者（以下、「企業等」という）、駅前滞留者対策協議会、学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校）、保育施設・福祉施設等要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を支援する施設（以下、「保育施設等」という）、一時滞在施設その他の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設等（以下、「一時滞在施設等」という）の管理者、鉄道事業者のほか、情報伝達に重要な役割をもつ報道機関等の関係者が本指針を共有し、連携して帰宅困難者等の時間的・空間的な分散帰宅を図ることで、帰宅困難者等の円滑な帰宅を支援する。

なお、本指針は強制力を伴うものではないが、国民一人一人が発災時における適切な行動を判断する際の、また、帰宅困難者等対策に取り組む様々な主体が対応を検討する際の参考となることを期待するものである。

#### 2 帰宅行動指針の前提

##### （1）原則 3 日間は一斉帰宅抑制

災害発生から 72 時間（＝3 日間）は、人命救助のために重要な時間であり、特にこの間、行政機関等は、救命・救助活動等の応急活動を中心に対応する必要があるため、こうした応急活動に支障をきたさないよう、帰宅困難者は、原則 3 日間は安全な場所に待機し、応急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね 4 日目以降を目途<sup>※</sup>に、順次帰宅することが想定されている。

まとまった距離を移動する帰宅困難者自身が余震や群集事故などの二次災害に遭う危険を避けるためにも、発災後の混乱が収拾する前の移動は控えるべきである。

※ 発災後の帰宅行動による混乱を回避することは、救命・救助等の応急活動のみならず、社会活動の継続に不可欠な災害時優先業務等の迅速・円滑化にも寄与するものである。

※ 災害の規模や被害の状況によっては、3 日目までの間に行政機関等による帰宅支援ができる場合もあるため、4 日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。反対に、4 日目以降も応急活動が継続している場合もあり得る。

※ 小さな子どものお迎えや家族の介護等のやむを得ない事情により、帰宅困難者等が自らの判断で移動を開始することも考え得るが、帰宅困難者等は、本指針の趣旨が、自らの安全の確保と多くの人命にかかわる応急活動の迅速かつ円滑な実施にあることを十分理解した上で、自己の判断に責任をもって行動すべきである。

## (2) 帰宅行動指針が必要となる背景

- ・ 応急活動が継続している間は、これらの活動が阻害されてはならない。
- ・ 帰宅経路において、落下物や火災延焼、余震等の危険が考えられる。
- ・ 鉄道の運転再開等を契機に、大量の帰宅困難者等が無秩序に一斉に移動を開始した場合、群集事故をもたらす危険な雑踏の発生や、車道へのはみ出し、鉄道線路内への侵入等の危険行為が懸念される。
- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は運行路線や区間が限られたり、運転本数を減らしたりするなど、平常ダイヤよりも輸送力が低下する。
- ・ 接続先の路線が運転再開していない場合、乗継ぎできない帰宅困難者等が接続駅に溢れる。
- ・ 自動車利用については、緊急通行車両を優先する交通規制が行われている可能性がある。

## (3) 帰宅が可能な状況

帰宅困難者等が帰宅を開始して差し支えない状況として、以下のような状況が考えられる。

- ・ 発災から 72 時間（3 日間）の人命救助に重要な期間が経過した後※
- ・ 発災直後の混乱がある程度収拾し、移動しても応急活動への支障や群集事故等の二次災害をもたらさない
- ・ 通行可能な帰宅経路または鉄道が運転再開するなど移動手段が確保されている

※ 発災後 72 時間は特に人命救助に重要な期間であるが、救助活動に時間的区切りはない。

## 3 帰宅行動指針

### (1) 基本的な考え方

帰宅が可能な状況になった場合であっても、移動に伴う新たな混乱の発生防止、及び帰宅困難者等自身の安全を確保するため、待機していた帰宅困難者等は、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することが基本である（＝「分散帰宅の基本原則」）。

帰宅行動指針は、①分散帰宅のために努めるべき事項及び②配慮すべき事項で構成される。

なお、本指針は、近距離徒歩帰宅者の帰宅開始場面においても準用されるべきものである。

### (2) 帰宅行動指針

#### ①分散帰宅のために努めるべき事項

- ・ 帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。

- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。

徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。

- ・ 鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。
- ・ すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。
- ・ 小さな子どものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。

## ②配慮すべき事項

### (ア)徒歩移動の場面

- ・ 帰宅経路上に大きな被害がある等により、迂回を強いられたり、予想以上に時間を要したりする場合があることを想定すべきである。余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域への立入りを避けるとともに、特に、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることに留意すべきである。
- ・ 移動中に天候や気温が変化したり日没を迎えたりする等により、危険が伴う場合があることに留意して帰宅開始時機を判断すべきである。
- ・ なるべく大きな道路沿いを歩行し、無理をせずに災害時帰宅支援ステーションを活用する。
- ・ 車の利用について、発災後は緊急車両の通行が優先されるため、タクシーの利用は期待せず、家族等に車での送迎を依頼することも控えるべきである。

### (イ)鉄道の運転が再開した場合

- ・ 運転再開の情報に伴い、大量の帰宅困難者等が駅に殺到した場合、駅周辺が長時間に渡って混雑し、転倒や転落事故を引き起こす危険な状態が生じる可能性があることに注意すべきである。
- ・ 段階的に運転再開し始めた場面では、乗継ぎ路線の運転が再開前に帰宅を開始した場合、移動できない大量の利用客が接続駅ホーム等に滞留し、転落の可能性など危険な混雑が生じることとなる。また、こうした中継地点で移動が困難となっても、必ずしも帰宅困難者等を想定した待機場所が確保されているとは限らないことも認識すべきである。
- ・ 帰宅困難者等は、運転再開情報のみならず、駅の混雑状況や入場規制の情報、目的地までの運行状況などを把握し、円滑に移動できるようになってから帰宅を開始すべきである。

- ・ 駅や電車の混雑が集中する状況が続くと、特に徒歩帰宅が難しい要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）は、鉄道を利用できずいつまでも帰宅できない状況となるため、徒歩帰宅が困難な要配慮者が、安全に鉄道が利用できるよう、利用者同士が譲り合うなど配慮すべきである。

#### 4 本指針を踏まえた対応

##### (1) 帰宅困難者等になる可能性のあるすべての人

###### ○平時からの備え

- ・ まずは、大規模地震が発生した場合に想定される被害や影響について関心を持ち、行政機関等は救命・救助等の応急活動に集中する必要があること、したがって自助・共助による備えが重要であることの理解に努める。  
また、ライフラインや鉄道等公共交通機関の運転停止から復旧までの手続に関し、安全確保のためのプロセスを経る必要があること等への理解に努める。
- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合は、自らの安全の確保と応急活動の円滑かつ迅速な実施を阻害しないため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則や、職場等の安全な待機場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」について認知しておく。  
なお、「一時滞在施設」は施設管理者等の協力により提供されるものであり、滞在する帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等が多様であることを理解しておくことが望ましい。
- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合、自らが帰宅困難者となる可能性を踏まえ、家族や関係者との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護が必要な家族がいる場合の対応方法、自宅が被害を受けた場合の避難先や合流場所等について話し合い、取決めをしておく。
- ・ 勤務先等には、一時滞在を想定した備え（水、食料、着替え、携帯トイレ、生理用品、携帯電話用充電器等）や、徒歩帰宅を想定した備え（歩きやすい靴、日常行動範囲の地図、救急用具等）を常備しておく。
- ・ 地方公共団体等からの防災情報提供サービスや一時滞在施設の探し方等を確認し、利用登録など利用可能な状況にしておく。
- ・ 勤務先等からの徒歩帰宅経路は複数経路を検討し、沿道の状況や帰宅段階において徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下、「災害時帰宅支援ステーション」という）の場所について、実際に歩いて確認しておく。帰宅経路の選定にあたっては、余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域を避けるとともに、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることを認識しておくべきである。

###### ○発災時の対応

- ・ 勤務先等に待機している場合は、施設ごとの行動ルールや指示に従って行動する。

- ・ 集客施設や駅施設等で安全を確保した場合や、一時滞在施設等に待機している場合は、集団生活のマナーを守り、施設ごとのルールや管理者の指示に従って行動する。また、被害状況や混乱の収拾状況に応じ、移動や閉設に伴う退去の要請があった場合は、速やかに応じる。

## (2) 国・地方公共団体及び駅前滞留者対策協議会

### ○平時からの備え

- ・ 国は、関係機関等と連携し、国民一人一人に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則とともに、本指針の趣旨について周知・普及に努める。
- ・ 地方公共団体は、地域の住民及び滞在者に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則や一時滞在施設の確保等の取組とともに、本指針について必要に応じて地域特性等の考慮を加えて周知・普及に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、関係機関等と連携し、発災時における帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報、及びこれらの情報の取得方法に関する情報の提供体制を整備する。
- ・ 市区町村は、駅前滞留者対策協議会における地域の実情に応じた連絡体制の構築や構成員の役割分担等に関する協議・決定を推進し、訓練により定期的に確認を行う。
- ・ 市区町村の防災部局と、学校や保育施設等の所管部局は連携し、各施設の実情等を踏まえつつ、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえた、各施設における対応の検討を推進する。

また、国、都県の関係部局は連携し、市区町村における取組を支援する。

### ○発災時の対応

- ・ 国及び地方公共団体は、発災後すみやかに、帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報等の収集・提供を行うとともに、対応状況を踏まえ、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報提供を行う。
- ・ 国及び都県は、発災直後における一斉帰宅抑制の基本原則及び本指針に基づく適切な行動について、継続的に広く呼びかけを行う。
- ・ 市区町村は、一時滞在施設の開設要請と併せ、当該一時滞在施設の管理者に対し、当該施設で受け入れる帰宅困難者等への本指針を含む「地域の行動ルール」の周知を要請する。
- ・ 駅前滞留者対策協議会等は、「地域の行動ルール」に基づき、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な担当地域の被害状況や交通情報等を収集し、提供する。

## (3) 企業等、一時滞在施設等の管理者

### ○平時からの備え

- ・ 企業等は、従業員等に対し、発災直後の一斉帰宅抑制の基本原則と本指針の必要性についてあらかじめ十分に啓発する。

また、様々な被災様相をイメージしつつ、本指針を踏まえ、発災時における優先業務や分散帰宅の方針、出勤時間帯の発災や帰宅した翌日以降も公共交通機関の輸送力が回復しない場合を考慮した通勤自粛等の施設ごとの行動ルールを策定し、併せて、災害時における社会活動への影響を最小限に抑えるためのテレワーク等の推進方針等を策定してBCP等へ位置づけ、事前の環境整備に努める。

その際、人命にかかわる災害時の応急活動を阻害しない範囲で、子育てや介護など従業員等の個別のやむをえない事情に配慮することが考えられるが、その場合は、従業員等に対し、自己の責任において行動すべき旨の意識啓発を併せて行う。

また、従業員等が安全に帰宅できたかどうかについて、事後的に報告するツール（メール、SNS、グループウェア等）を用意し、訓練により動作を確認することが望ましい。

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害時において施設内滞在者の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、災害時帰宅支援ステーションの所在情報について、施設内滞在者が取得できるよう備える。

併せて、本指針に基づく分散帰宅の必要性や、必要に応じて地域特性等を考慮した分散帰宅への配慮事項等について周知できるよう備える。

- ・ 一時滞在施設の管理者は、当該施設で受け入れることとなる帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等において多様であることを想定し、発災時の情報提供方法への配慮や支援が必要となった場合の連携等に備える。

#### ○発災時の対応

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、発災後すみやかに、従業員等の待機要請や施設の開設に備え、災害情報や被害状況、交通情報等を収集する。
- ・ 企業等においては、平常時に策定した行動ルール等に基づき、従業員等に対し、適切な行動を促す。
- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害情報や被害状況、交通情報、災害時帰宅支援ステーションの所在等施設内滞在者の適切な行動判断に必要な情報、またはこれらの情報の取得方法について、施設内滞在者に情報提供する。

その際、本指針に基づく分散帰宅の必要性や配慮事項等を併せて周知する。

また、一時滞在施設等の管理者においては、被害の状況や発災後の応急活動の収拾状況等を踏まえつつ、当該施設に滞在できる期間についても周知を図る。

#### （４）学校、保育施設等の管理者

##### ○平時からの備え

- ・ 学校、保育施設等においては、市区町村の所管部局及び防災部局と連携し、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえ、施設利用者と保護者等の安否確認の方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討を進める。

なお、保護者等への引渡しの時期や方法について検討する際には、施設の立地条件、規模及び安全性、施設職員の確保状況等に加え、保護者の移動距離、保護者以外への引渡しの可能性等も勘案し、施設利用者の安全確保はもとより、保護者等の安全確保にも配慮すべきである。

検討した結果については、保護者等に周知する。

○発災時の対応

- ・ 学校、保育施設等の管理者は、施設利用者の安全確保に努めるとともに、安否情報や対応状況について保護者等に伝達するなど、保護者等の不安の軽減等に努める。

(5) 鉄道事業者

○平時からの備え

- ・ 鉄道事業者においては、大規模地震の発生に伴う運転見合わせ時及び運転再開時において、大量の帰宅困難者等がとりあえず駅に向かうことを防ぐため、発災後の施設点検には相当程度の時間を要する場合があることや、運転再開時は輸送力が低下すること等を含め、大規模地震発生時における鉄道の施設点検から運転再開までの流れについて広く周知する。
- ・ 鉄道事業者においては、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制を整備するとともに、情報の所在や取得方法について広く周知する。
- ・ 特に、混雑が発生しやすい主要駅においては、発災時の混乱防止について駅前滞留者対策協議会が中心的な役割を担うことが期待されることから、協議会の構成員である鉄道事業者は市区町村等と連携し、地域の実情に応じた連絡体制や役割分担等に関する協議・決定に努め、訓練により定期的な確認を行う。
- ・ 相互直通運転の接続駅等においては、当該接続駅周辺に滞在する帰宅困難者等のみならず、各路線の運転再開状況等により、大量の乗継ぎ客がホームに溢れる可能性があることを踏まえ、待機場所の確保や誘導等の安全対策に備える。
- ・ 各駅施設においては、鉄道の運転再開に伴い駅周辺に危険な混雑が発生する可能性を踏まえ、鉄道利用者の動線確保や誘導の方針を定め、訓練により定期的な確認を行う。

○発災時の対応

- ・ 鉄道事業者は、鉄道の運転再開に伴い、運転再開区間、運転間隔、接続路線の運行状況等について可能な限り即時的に更新した情報提供を行うとともに、混雑防止のための分散帰宅の協力を呼びかける。
- ・ 各駅施設においては、混雑状況に応じ、駅の入場規制や一方向での動線確保など、混雑に伴う事故防止対策を実施する。

5 その他

本指針については、対策の進捗や社会状況の変化等に応じて所要の見直しを行う。

以上

# 分散帰宅シミュレーション：分散の目安

○ 平日12時発災、都心部※1に滞在する外出者約426万人※2が待機、発災後X日目の始発から鉄道運転再開。待機者の移動開始を1時間以内・集中と12時間・分散の場合で駅滞留状況をシミュレート。

- ✓ 徒歩帰宅が可能で距離であれば徒歩で帰宅
- ✓ 鉄道利用者は、出発時間を半日(12時間)に分散で、駅までの動線での停滞やな駅滞留者を回避できることが期待される。

※1 JR山手線内側及び主要7駅(上野、秋葉原、東京、品川、渋谷、新宿、池袋)からおおむね2km圏

※2 第6回東京都市圏バーサントリップ調査(H30)

＜その他の前提条件＞

- ・ 平日12時に発災、すべての帰宅困難者等が待機する想定。
- ・ 鉄道は翌日始発より段階的に運転再開。輸送力は、東日本大震災発生時の首都圏における運転再開状況を参考に設定。
- ・ 都心部に居住する者は徒歩で帰宅。都心部以外に居住する者は、主要7駅まで徒歩で移動し、主要7駅から鉄道を利用することとする。

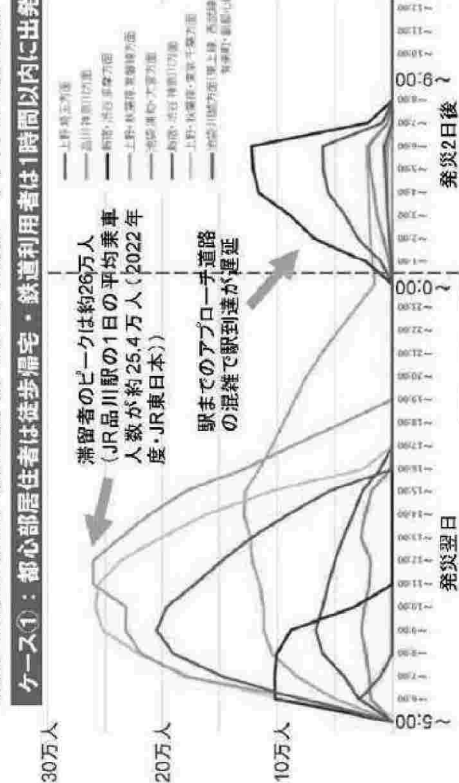


○：都心部(シミュレーションの対象)

＜大塚駅＞

- ・ 上野駅→埼玉方面：東北本線、高崎線、京浜東北線(北向き)
- ・ 池袋駅→上野駅→常磐線方面：常磐線、つくばエクスプレス、東武伊勢崎線
- ・ 池袋駅→秋葉原駅→上野駅→千代田方面：有楽町線、有楽町線、有楽町線、有楽町線
- ・ 品川駅→新大塚方面：有楽町線、有楽町線、有楽町線、有楽町線
- ・ 新大塚駅→池袋駅→池袋方面：有楽町線、有楽町線、有楽町線、有楽町線
- ・ 池袋駅→池袋方面：有楽町線、有楽町線、有楽町線、有楽町線
- ・ 池袋駅→池袋方面：有楽町線、有楽町線、有楽町線、有楽町線

＜ケース①：都心部居住者は徒歩帰宅・鉄道利用者は1時間以内に出発＞



＜ケース②：10km以内は徒歩帰宅・鉄道利用は出発を12時間分散＞

